

平成28年度第1回草加市みんなでまちづくり会議

議 事 録

1 開催日時

平成28年4月26日（火）午後7時～午後9時

2 開催場所

草加市立中央公民館 第1・2講座室

3 出席者の氏名

(1) 登 録 員 22名

(2) 事 務 局 みんなでまちづくり課：山中課長、藤倉課長補佐、巖上主査、木村主事、二見主事

吉田主事、福島主事

市民活動センター：亀山所長、細野主事

(3) 草 加 市 危機管理課：浅古課長補佐、岩戸専門員

資産活用課：岡田課長補佐(兼)公共施設マネジメント室長

4 会議の議題

「首都直下型地震時の高年者世帯の避難補助体制の構築」

5 公開・非公開の別

公開

6 傍聴者数

1人

7 会議の内容

別紙議事録のとおり

8 議事録署名人

小林光雄登録員、松丸和弘登録員

平成28年度第1回草加市みんなでまちづくり会議 議 事 録

【実施日時】 平成28年4月26日（火）午後7時～午後9時

【実施場所】 草加市立中央公民館 第1・2講座室

【出席者】 まちづくり登録員：22名、傍聴者：1名

事務局：みんなでまちづくり課 山中課長、藤倉課長補佐、巖上主査、木村主事、二見主事

吉田主事、福島主事

市民活動センター 亀山所長、細野主事

草加市：危機管理課 浅古課長補佐、岩戸専門員

資産活用課 岡田課長補佐(兼)公共施設マネジメント室長

1. 開 会

2. 議 事

＜議題＞「首都直下型地震時の高年者世帯の避難補助体制の構築」

3. 閉 会

【議事内容】

-開会-	
【事務局】 (藤倉課長補佐)	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。定刻になりましたので、平成28年度第1回草加市みんなでまちづくり会議を開催します。本日司会を務めさせていただきます、みんなでまちづくり課課長補佐の藤倉です。よろしくお願いします。 初めに、事務局のみんなでまちづくり課課長 山中よりご挨拶申し上げます。
【事務局】 (山中課長)	皆さんこんばんは。みんなでまちづくり課課長山中です。私は、4月1日付け人事異動でみんなでまちづくり課長を務めさせていただくことになりました。今日のテーマは「首都直下型地震時の高年者世帯の避難補助体制の構築」です。災害が起きると、市民の力が一番重要になると思っております。今日は許す限りの時間でご検討いただければと思っております。よろしくお願いいたします。
【事務局】 (藤倉課長補佐)	本日は、平成28年度最初の会議ですので、この“みんなでまちづくり会議”の概要について、手短かに説明させていただきたいと思います。 本日、皆さまにお集まりいただいているこの「草加市みんなでまちづくり会議」は、草加市みんなでまちづくり自治基本条例に基づき開催している会議です。この「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」は市の条例の中で最も基本となるものとして、『だれもが幸せなまち』をつくるため、市政の基本となる原則や方針を定めるものとして施行されました。この条例の特徴は、市民の提案権や発言の場などを保障し、市民の皆さんが直接まちづくりに参加できるにあります。本日のような話し合いの中で、テーマについていろいろな意見を出し合い、意見交換をした結果、よりよいものにまとまっていった、市に提案してみようということになれば、皆さんのまちづくり計画を市に提案することができます。提案が提

	出されると、市は市政へ反映するかを検討し、検討結果を再度みんなでまちづくり会議で登録員の皆さまに公表・説明する仕組みになっています。以上のような位置づけの会議です。 それでは、皆様にお配りした資料の確認です。 【配布資料確認】 ①会議の次第 ②資料「平成27年度第3・4回みんなでまちづくり会議まとめ」 ③リーフレット「地震対策 家族の防災マニュアル」 ④資料「テーマ一覧」 ⑤資料「みんなでまちづくり会議の運用」 ⑥条文「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」 ⑦条文「草加市みんなでまちづくり自治基本条例に定めるまちづくりの参画手続きに関する規則」 ⑧リーフレット「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」 【会議録の署名について】 次に、会議開催に当たり議事録を作成しますので、議事録の署名人を2名決定します。本日は、小林光雄様、松丸和弘様にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。
【議事録署名人】	はい。（議事録署名人了承）
【事務局】 (藤倉課長補佐)	ありがとうございます。それでは、小林様、松丸様、よろしくお願いします。
【事務局】 (藤倉課長補佐)	本日の議題は「首都直下型地震時の高年者世帯の避難補助体制の構築」です。議題に入る前に、平成27年度第3・4回みんなでまちづくり会議（テーマ：市民が安全にかつ快適に利用できる公共的施設づくり）のまとめを行います。 会議の進行ですが、昨年度の第2回の会議からまちづくり登録員の青柳伊佐雄様にやっただいております。前回の会議の中で、青柳様から、他に進行役を引き受けてくださる方がいれば、その方と一緒に会議を進めていきたいとの話がありましたので、みんなでまちづくり課で調整させていただきましたところ、まちづくり登録員の浅古経一様が引き受けてくださいました。本日は、青柳様と浅古様に進行をお願いしたいと思いますのですがよろしいですか。
【登録員】	はい。
【事務局】 (藤倉課長補佐)	ありがとうございます。それではよろしくお願いいたします。
【進行A】	皆さんこんばんは。反対のご意見がなかったのでご承認いただいたということで、昨年度に引き続き今回も進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。私の方では前半を中心に進行していきたいと思います。
【進行B】	この度、進行役という大役を仰せつかりまして、何分まだまだ若輩者で、至らないところ

【進行A】	も多々あると思います。皆さん、お手柔らかに、優しい目で見ていただければと思います。よろしくお願いいたします。 それでは最初に、平成27年度第3・4回草加市みんなでまちづくり会議（テーマ「市民が安全にかつ快適に利用できる公共的施設づくり」）のまとめについて資料に基づき進めていきたいと思います。本日はこのテーマを出題していただいた登録員は欠席のようですが、草加市文化会館と市民体育館が老朽化しているので、もっと市民が使いやすい施設にするためにはどうしたらいいかについて皆さんと話し合いをしたいということで、テーマを出題されたと思います。議論の中では、文化会館と体育館だけではなくて、他の公共施設、地域的な施設のことなども含めて検討しようということで、皆さんには2回の会議で議論をしていただき、いただいた意見を資料にまとめました。1つ目として、「文化会館・体育館について」とあり、建替の必要性、建替時の民間資金の活用について、それから機能面での提案、誰もが使いやすい施設でなければならないのでバリアフリーについて、それから複合化というご意見、他には現行の文化会館の使い勝手についての課題などのご提案をいただきました。2つ目として、「市内の施設について」ということで、公園や集える場としての施設の提案、施設のあり方やバリアフリーについて、複合化、その他というような形で、皆さんから出していただいた意見をまとめたものでございます。この資料を見ていただき、皆さん方から更に付け加える意見、或いはこのことについて自分はこう思うというようなご意見がありましたらいただきたいと思います。
【登録員A】	文化会館の話が載っていましたが、文化会館の駐車場は平面式なので、立体式にした方がいいと思います。もったいないので、せめて2階建て程度の鉄骨造りにした方がいいと思います。前から気になっていました。去年、五市一町の囲碁将棋大会が文化会館で開催されました。他市から多くの参加者が集まったのですが、やはり駐車場が狭くて、他の駐車場に駐車するしかなかったのです。後で苦情があったので、できればお願いします。
【進行A】	ありがとうございます。積極的な駐車場の拡張、特に2階建てにしたらどうかというご提案を加えたいと思います。その他いかがでしょうか。
【登録員B】	文化会館と体育館にこだわっているのですが、南側には社会福祉協議会があるし、その近くにある富士製革跡地も一緒に共有スペースとして使ったらどうかと書いてあったのですが、建物の高さを全体的にだいたい同じにして屋上の面積を広くすれば、ソーラーパネルでかなり発電ができるのではないのでしょうか。高層マンションは周りに1件しかないのだからこれといって太陽光がはじかれることもないし、今裁判になっているところがありますが、ソーラーパネルから反射してくる光によって部屋の温度が上がってしまうということもなさそうなので、ソーラーパネルで発電したり、割と大きい商業スペースとして利用したらどうかと思いました。他には、県の事業を持って来られたら補助金がでると思うし、銀行にも利用できるような制度があるかもしれません。これからの未来に向けて希望を持てるような、若い人たちにそこから新しい事業を生み出せるような場所にしていくといいと思います。
【進行A】	ありがとうございます。1つは、施設を建替えたりするのであれば、太陽光発電などもでき

【登録員C】	るようにということです。それから、民間の資金などももっと活用していったらどうか。民間資金の活用については資料の1ページにもありますが、話し合いの中で皆さんからご意見をいただいたところです。それから、複合的な施設であれば、そこが商業や若い人たちが生き生きとした活動ができるような機能も持たせていった方がいいというご意見です。今まで出てきたご意見と重なる部分もあるかと思いますが、整理しながらご意見をまとめの中に反映していきたいと思います。その他いかがでしょうか。 資料の意見は、グループでの議論の中で出されていたものなのかと思います。全体の中ではたくさん積極的な意見が出ていたと理解しています。それで、草加市文化会館や中央公民館、市民体育館だけではなくて、市役所の機能も一緒にする。そして、その上層階には高層マンションを設置して複合的な施設にするといった話だったと思います。それで私は、そういうことに関してはどうかという意見を申し上げました。やはりいろんな施設がそれぞれ地域に分散してあるというのは、それなりに意味があると思います。公民館や体育館など、何もかも1か所に集めることは意味があることなのかもしれませんが、そうすると、そこから遠く離れている人はどうになってしまうのかという問題があると思います。私は、丁寧に話し合っていないとまずいのではないかと感じてさかんに意見を言わせてもらいました。ですから、ここに出されている意見というのは、全体の中で出されたのではなくて、グループの中で出された意見であり、全体の中で確認したことではないのではという印象を私は持っています。
【進行A】	ありがとうございます。ここでまとめているのは全体の中で言われた意見だけということではなくて、それぞれのグループの中で付箋に書いていただいた意見も反映させてもらっているということをまずはご理解いただければと思います。全員で共有するために全体で話し合いをしておりますが、話し合いの中で出たことだけをここにまとめた訳ではなくて、それぞれのグループで皆さんお一人お一人が付箋に記録として残されたことをここにまとめました。市役所の建替についてですが、市では現状の場所で既に新第二庁舎が建っており、現在の場所で建替えるという方針のようなので、市役所を文化会館と複合化するという話は、大変申し訳ないのですが、この場の議論にはなじまないようになっております。意見としては受け止めたいと思いますが、みんなでまちづくり会議での話し合いの条件として、市の方針に反した意見ではないということになっていたと思います。
【登録員C】	経過がおかしいと思います。私たちは、テーマについてここで話し合ってくださいということで話し合いました。ところが、そのテーマは条例に基づいてないから違いますといって、改めて違う部分を切り取って、残りの部分が話し合いのまとめですというのは、民主的とは言えないと思います。テーマに基づいて話をしたなら、そのテーマというものを活かしたまとめにする、それが条例に沿ってないというなら、話はもう1回ゼロからやり直さなければいけないと思います。それでその意見はちょっと違うということならばそれはそれでいいのですが、流れからいくとそういうことだったと思います。
【進行A】	ご意見として無視するわけではないですが、この会議のまとめとして報告する際に、そのところはどうかということがあります。

【登録員C】	提案があつて話をしているのだから、まとめが違ふというのはおかしいです。説明してください。
【事務局】 (藤倉課長補佐)	ご意見をいただいたとおり、今、進行から説明をしていただきましたが、あくまでもテーマに対して皆さんで意見交換を交わすというのがこの会議になります。意見はあくまでも意見として記録は残しますし、所管するセクションにはみんなでまちづくり会議でこのような意見がありましたという事実を報告させていただきます。
【進行A】	私の方が言い方を間違えたところがあるかもしれません。この記録の中では、市役所についてのご意見は、5ページの部分で残させていただいております。
【登録員C】	それは流れからいっておかしいですよ。そこをきちんとしてくれないと、進行がおかしくなってしまうのではないですかと私は言っているのです。出題されたテーマについて話しているのに、テーマはあれが違いますと喋って話をここだけ除いていますと言ったら、そこに意見を言った人はどうするのかということを行っているのです。
【進行A】	ですので、最初に私の説明がまずかったという部分で申し上げたいと思います。お詫び申し上げます。まとめについては今のご意見を聞いたうえで終わりにして、今日の議論に入りたいと思います。
【登録員B】	市役所の機能を全部一か所にする必要はないと思います。郵便局も移動する必要はないと思います。民間の方々が郵便局を開いている場所がありますので、そのようなところがあれば民間で郵便局を開いていただきたいのですが、すごく試験が難しいようです。それをどうするかはまた検討することにしたいです。
【資産活用課】 (岡田課長補佐)	資産活用課から公共施設について一つお知らせがございます。昨年度作成した公共施設の全体の方針を定めた草加市公共施設等総合管理計画というものの製本が本日出来上がってまいりました。帰りにお持ち帰りいただければと思います。これは、あくまで役所が考えたものです。これを市民の皆さんのご意見を取り入れて、今年充実させていこうと考えております。また皆さんのご意見を伺う場を設けたいと考えています。また詳細は決まっておりますが、夏以降に広報等でお知らせして、このような場を開いて皆さんのご意見をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。ご覧いただければ分かるのですが、あくまで方針という形でゆるやかなものとなっております。
【進行A】	まだご意見はあるかと思いますが、今日用意されている「首都直下型地震時の高年者世帯の避難補助体制の構築」というテーマに入っていきたいと思います。
【進行B】	議題に入る前に、本日の流れを簡単に説明させていただきます。まずこの後、【テーマ出題者】からテーマの趣旨についてお話をいただきます。その後、テーマに関して市の施策や方向性などについて、市の危機管理課からご説明をいただきます。その後、議題についてグ

	ループごとに議論していただきます。その中での意見交換、意見の整理を行っていただいた後、グループごとに出た意見の発表・共有ということで、1グループずつ発表していただきます。その後、共有した意見について全体で改めて意見交換を行った後、【テーマ出題者】にフィードバックをさせていただきます。最後に、次回の会議について、今後どうするかを話していきたいと思います。進め方について特に質問がなければ、議題に入らせていただきます。それでは議題にはいらさせていただきます。【テーマ出題者】からテーマについてご説明をお願いします。
【テーマ出題者】	まず、最初に申し上げたいことがございます。決してこれはタイムリーという言葉で表現していいということではないと思います。昨日、東京でこのような会議に参加しましたが、会が始まる前に全員起立して黙とうを捧げました。「首都直下型地震時の高齢者世帯の避難補助体制の構築」というテーマを出させていただきまして、今回、お取り上げいただきましたことを厚くお礼申し上げます。私がこのテーマをお出ししたきっかけは、今から1年半以上前だと思いますが、他の用事があったついでに草加市の福祉課を訪ねて、同じ質問をしたわけです。そうしたら、対応していただいた女性の方が、今、名簿を作成しておりますと答えてくださいました。ああそうですかとその場で終わったのですが、私は時々市役所に行きますので、他の用事で行った時に、また福祉課を訪ねて、1年半以上経っていますので同じ質問をしました。今度は男性の方が出てきて、名簿を作成中です、更新中ですので同じような答えだったものですから、さて、どうなっているのかと思った訳なのです。避難所の状況はテレビや新聞で我々いやという程目にするわけです。しかし、避難所までどうやって皆さん来られたのかなという疑問を私は常に持っています。ところが、新聞社とかテレビ局は、避難所に皆さんが避難されてから土足でドヤドヤと来るわけです。それでその状況をテレビで放映するのですが、どうやって苦労して避難所まで来たのか、それを我々は知りたいのですが、知ることはできないのです。避難所まで来られた人は命が助かる確率は非常に高くなるのです。それはもう素人でも分かります。避難所に行きたくても行けない人はどうなるのだろう。避難所にまでたどり着けた人は、助かる確率が高くなります。誰が考えてもそうです。まず、消防や警察がすぐに来なくても、確実に自衛隊が来ます。自衛隊の要請が早い遅いの違いがありますが、阪神淡路の時は自衛隊の要請が出るまで地震が起きてから4時間ちょっとかかっています。今回の熊本の地震の時は、1時間20何分かです出ているのです。ホームページに出ています。防衛省・自衛隊、要請元は熊本県知事、要請先は陸上自衛隊第8師団長、要請概要は人命救助。だから、避難所までたどり着ければ確実に助かる確率は上がるわけです。我々は、どうやって避難所までたどりつけるのか、そして、今回のテーマですが、一人で行けない、行きたくてもたどり着くことができないであろう人はどうなるのか。それを私は考えまして、こういう形にしたわけです。以上でございます。
【進行B】	ありがとうございます。今、【テーマ出題者】から今回のテーマについてお話をいただきましたが、高齢者だけではなく、やはり障がい者の方ですね、災害弱者と言われる方も含めて今回議論していただきたいと思います。よろしいでしょうか。
【テーマ出題者】	はい。

【進行B】	それでは、次に草加市危機管理課からお話をお願いいたします。
【危機管理課】 (浅古課長補佐)	今の危機管理の考え方として、熊本の地震では市役所も被災しています。阪神淡路大震災の時もそうですが、東日本大震災では市の機能がほとんど動かなくなってしまう、すごく大変な思いをしたということでした。草加市は今、地域住民の方が自分たちの手で避難所を運営する形をとっていただく組織を推奨して立ち上げています。当然、被害が大きければ皆さんも被災しますし、市役所も被災します。民生委員はたった一人でも何人もの高齢者の方たちを援助するということは不可能です。今、私どもが考えているのは、各避難所運営組織の中で、各町会・自治会・自主防災組織がそのような方を援助して、避難所まで連れてきていただけるような組織を作りたいと思って動いています。でも、まだできたばかりで正直そこまでいっていません。ですから、今回せっかくこのような形の会議があるので、皆さんの意見をいただいて、どうやったら、また、地域ごとに条件が変わってきますので、どのようにしたらいいのかご意見をいただいて、避難所運営組織の作り方に反映していきたいと思います。埼玉県白岡ニュータウンでも、このような考えで自分たちの近隣の高齢者をリストアップして、災害時にこの人を助けてくださいということで、4人から5人くらいの近隣の方を指定しています。普段からそういうコミュニケーションをとりながら避難所まで誘導する。普段からそういうことを意識しながらの訓練又は地域づくりをしているという事です。我々もそういう形でやっていきたいと思いますので、ご意見をいただきたいと思います。
【進行B】	ありがとうございました。それではグループごとに議論に入っていただきたいと思います。おおよそ40分程になります。その後、グループの代表者に発表していただきますので、グループの中で進行役と発表者の役割を決めていただければと思います。机の上にあるペンで付箋に書いていただいて、模造紙に貼っていただければ結構です。紙の使い方は縦横自由なので、お好きなように使ってください。それでは議論をお願いします。 《グループごとの議論》
【進行B】	皆さん、いかがでしょうか。それではグループごとに発表していただきたいと思います。A班からお願いいたします。
【登録員D】	いろいろ議論が白熱したのですが、まず、【テーマ出題者】がいらっしゃるということで、テーマを考えた中で、避難所の運営組織の訓練というのは聞いたことがない、なかなか周知されていないのではないかとということがありました。「地震対策マニュアル」もなかなかいいものなのに、全戸配布されていると思うのですが各施設になかったりするので、もう少し広報の仕方があったのではないかと意見がでました。避難所運営組織の訓練は、今後どんどん進められていくと思うのですが、その中で先ほど【テーマ出題者】からお話があったとおり、避難所に来られる方はいいけれど、来られなかったらどうするのか、というところに焦点を合わせて話をしてきました。自衛隊や警察はなかなか助けに来られないだろうし、情報が一元化されているとは思いますが、それを地元の人たちが持っていなければ、なかなか助けられるものも助けられないということが1つありました。今、【テーマ出題者】は班長をされているのですが、やはり名簿をもらえないということです。個人情報保護法の

	ことだと思うのですが、それは運用の問題ではないかと思います。法を破るのではなくて、運用で何とかできる問題なのではないかと思います。とは言っても、名簿があっても助け合いがなければ難しいので、やはり地域住民の情報、隣り近所どうなっているのかということとを訓練をしながらみんなでまとまりをもって、住民同士がどんどん周知徹底していくという方向で対処していくしかないのではないか、という結論に至りました。
【進行B】	ありがとうございます。それではB班お願いします。
【登録員B】	まず、地震の発生の仕方にもよると思うのですが、直下型で、いきなり発生して、それが数分間続いたような状態を設定して考えてみました。まず、福祉課で把握している震災弱者の方々の情報を両隣の方などにとりあえず知ってもらって構わないか、ご本人にあらかじめ問い合わせて聞いてみていただいて、もしOKを出してもらえるのだったら、せめて両隣の方には留意してもらおうという形がいいと思います。まず、それは最初の段階ですが、それに加えて、少し大きい地震が起きた時のグループ、小さなグループでも構わないので、お互いのコミュニケーションをとれるようなグループを組織化するというか、これは自助共助の問題になってしまうのかもしれませんが、できるだけ啓発の問題として、市役所からもそのような呼びかけをしていただきたいと思います。他には、例えば震災弱者の方に「大丈夫です」というマグネットのようなものを配布していただくとか、家具の転倒を抑えるストッパーを給付するなど、おそらく弱者の方は自分で取り付けられないと思うので、市で用意していただいてそれぞれの町会や自治会で回っていただき、取り付けてあげることも必要だと思います。とりあえず、市役所で勝手に決めないで、一度、震災弱者の方々にプライバシーの問題ということで、周りに周知させることについて本人の確認をとっていただきたいと思います。他には、高層階、例えばマンションやURに住む方の問題です。特にURは高齢者が多いので、もし電源が落ちてしまったら完全にエレベーターが使えなくなってしまうので、そのような場合には最低でも水をどうするか、これは行政でも考えていただきたいと思います。マンションに缶詰めにされてしまって、その中で動けない人がいたら合鍵も何もないわけですから、とりあえず情報公開をしても構わないという人は、向こう三軒両隣ではないですが、あらかじめ知らせておいて、合鍵を渡しておくなどしながらとりあえず小さいグループで緊急時には対処するといいと思います。その後、もし家屋の倒壊や道路の遮断などでケガ人がでた時のためにヘリコプターの発着ができる場所の整備を行うとともに、無線の設備などを熟知している方がきちんとレクチャーしていただくか、大きいところには常駐していただくような形を行政の方でも考えていただくとありがたいと思います。
【進行B】	ありがとうございます。それではC班お願いします。
【登録員E】	C班では活発なご意見がいただけました。まずは発災の前に常日頃から隣近所付き合い、コミュニケーションをとるということが1番大事なのではないかということが1つです。発災の時に一番困るのは、要援護者の避難補助ですが、今まで皆さんがお話になったように情報がないことです。民生委員に情報を出してくれというと、命よりも大事な守秘義務だ、個人情報だというような話を聞かれます。これはちょっと皮肉かもしれませんが。地震が発生した時の安否確認の方法は、先ほどマグネットでやればよいという話がありましたが、私どもの

	方ではちょっと考え方が違って、プレートの表側に「SOS」、裏側に「避難所にいる」というプレートを作ります。それを玄関に貼っておけば、避難した時は避難所にいる、まだ中にいる時にはSOSということが分かります。発災についてはここにいる皆様方すべて同じですが、まず自分の身を守るということが一番です。自分の身を守らないで人は助けられません。家族も助けられません。自分の身を守るということがまず大事で、その後に家族という事になります。それから、医師や看護師などの専門職の方がすぐ対応できるように、それぞれの組織で話をつけておくことも必要だという意見がありました。皆さんがおっしゃるように、災害弱者が自分の町内のどこにいるのか分かりません。これを出してもらうというのが大事なことだと思います。また、災害弱者、場合によっては寝たきりの人のご家族は、なかなか表には話を出そうとしません。もし聞いたとしても、この人たちをどのように避難所に搬送するのか、要援護者専門の避難所を作るのか作らないのかということがありました。そして、災害の時、だいたい若い人はお勤めに出ているので、年寄りだけでできるのかということもあります。ここで力になるのは地域の中学生です。中学生は平日頃いますので、中学生にお手伝いを願う。これは、それぞれの防災組織が学校側と相談するか、或いは行政側にそういうこともあり得ますよという話をしていただくことも大事なことだと思います。
【進行B】	ありがとうございました。それでは最後にD班お願いします。
【登録員F】	D班でも、他の班と同じような話がたくさん出てきました。その中で、まず、どのように高齢者を避難所に連れて行くか。災害時にはまず自分の身を守る、自分の命を守るということが大事ですよねというところの確認から始まりました。自分の身を守るとともに、松原団地などの高層マンションだと、避難所に行くよりも自分の家にいた方が安全だということも言われているそうです。そうなってくると、トイレのことや水のことなど、こうしたら解決しますよといった話でもでした。例えば、トイレに大きなゴミ袋を入れて、新聞を入れて、最後は口を閉めて捨てるというように、自分の家の中に居られるようにすることも大事だと思いました。他には避難所の話がでまして、避難所は各地の小中学校ですよ。子どもが小学校に通ったことがあるような母親の立場の人間は割と知っていても、草加からお仕事に通っている男性は意外と知らなかったり、自分が今居るところから一番近い学校に逃げるのですよという基本的なことも知ることができました。避難所の中でも、災害が起きた時のために運営委員会を立ち上げているところがあるそうです。先ほど、避難所はこういった施設であり、自分の家に居られなくなったらどうしよう、次はこうしなければいけないといったことを掲示していくことで、知らされていくといいという話になりました。他には、昼間は男性が仕事に行っているの、残っているのは女性か高齢者だと思います。その中で、どのように情報を集めながらやっていくのかという話になりました。そうすると、私たちの班は皆さん町会に入ってもらっているので、町会の班の中だったら誰が住んでいるとか、班に入っていない人がいたとしてもそのくらいの範囲だったら何となく分かるよねという話になりました。班がいくつか集まった状態で、何か組織ができるといいと思います。そういったコミュニティの話の中にも、町会の活用であるとか、普段からの近所づきあいの大切さであるとか、どうやったら出てこない人が出てくるようになって私たちが共有できるのかと思いました。他には、民生委員は確かに高齢者のことは存じ上げていると思いますが、ハンディを持っている人や小さいお子さんがいる方も弱者にあたると思います。そういう人たちをどのよ

	うに見える形にしていくのかということが町会の役割だと思います。
【進行B】	ありがとうございました。それでは、共有した意見について、補足やご意見がある方はいらっしゃいますか。
【登録員G】	今、いろいろな話がありましたが、地震が起きた時、避難所の耐震化は本当に大丈夫なのかという事を私は言いたいです。なぜかという、今回、熊本では市役所がつぶれているところもありました。そういうことで、避難所は本当に大丈夫なのか聞いているところです。
【進行A】	市に対する質問になると思うので、最後にまとめて回答をしていただく時間をとりたいと思います。
【登録員A】	熊本の地震で気づいたのですが、最初にボランティアが来る前に、市や県にたくさん救援物資がたまってしまう避難所に持って行けない、それから大きい広場に車内で寝泊まりをしている人に配れないという問題が起きていました。草加市で地震が起きた場合を考えた時に、例えば草加市外の建設業者を予約しておいて、緊急に何日かだけ来てもらって、救援物資を配送するといった準備をしておいた方がいいと思いますが。熊本の地震をみてそう思いました。なぜそのようなことを事前に考えてやらなかったのかと思いました。
【進行A】	ありがとうございます。これもまとめて答えていただくことにしたいと思います。 今、それぞれのグループから発表があったことについて、お互いにもう少しこの辺りがどうなのかなということはあるですか。特にないでしょうか。私は久しぶりに班の中に入って議論をしました。班では、普段から意思疎通できているような身の回りの小さなグループがあることが大事だね、この家にはどういう人が住んでいるのか、それが何かの時に助けてということにもつながっていくし、そのような日常的なコミュニケーションが大事だということが印象的でした。もう1つは、松原団地見守りネットワークの方が班にいらっちゃって、そこで今のようなことを日常的に実践されているということを聞きました。しかし、そうはいっても今の報告にもありましたが、横は何とか動けても縦は動けないとか、或いはドアにカギがかかっているのでは中の様子が分からないという問題点がたくさんでできました。でも、やはり究極のところは、身近な場所での普段のコミュニケーションが大事なのだということが私のグループで印象的でした。皆さんに伝えておきたいという意見や質問、感想などはいかがでしょうか。
【登録員A】	市が各町会長に情報を与えようとしても、個人情報保護法違反になるのでやってないということがあります。私の考えでは、町会が個人情報を管理してもいいかということをお覧板で配り、異論がある人だけ言ってくださいとすればそれで済むと思います。市は町会長には公開してもいいし、私の知識ではそれを公開しても個人情報保護法に触れないので、市はそれを知らないのか又は誤解しているのか、口実にしているのかとしか思えません。追求して私に回答をお願いしたいです。私の考えでは間違えなく個人情報保護法には触れず、訴訟も起こされません。市の回答を聞きたいです。

【進行A】	ありがとうございます。防災の問題について、市がどうなのか、市にこういったことを聞いておきたいということはあるですか。質問をまとめて答えていただくのに、皆さんからももう少し質問を出してもらうのはいかがでしょうか。
【登録員H】	私は地方に行っている時に台風にあいまして水道が止まりました。電源が落ちて、水道が止まって、7・8階まで1階から水を運んだという経験があります。お年寄りにはエレベーターが止まっているとうていできません。でも、電源があれば上がります。そういった設備や、電源車のようなものを何台か市で用意できないのでしょうか。検討していただきたいです。
【進行A】	ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。
【登録員I】	先ほど提案された方は、高齢者を避難所にどのように誘導するかということを提案されました。この会は、市へこういうことを要望するのではなくて、民生委員しかもっていない情報をどのように活用するかといったことについて、普段、我々と付き合えない人たちをどのように引っ張り出すかをここで話し合うのではないですか。
【進行A】	今のようなご意見がなく、市に対する質問がいくつかでたので、多少の時間をとって答えてもらうために、要望ではなくて市に対する質問を出してくださいということをお願いしました。ですから、今出ている質問について市に答えていただき、その上でもう一度全体でどのようにできるか、市ができないことに対して自分たちで何ができるかということを考えてみたいと思いますがよろしいですか。それでは、危機管理課からの回答をお願いします。
【危機管理課】 (浅古課長補佐)	防災に関することのみお答えさせていただきます。避難所の耐震化は、小中学校は全部終わっています。物資の搬送ですが、草加市はトラック協会と各避難所に物資を運んでいただく協定を結んでいます。多分、トラック協会の方も仕事をしている場所で被災すると思うのですぐには行動をとれませんが、全然運べないということはないです。それともう1つ。草加市は、避難所に備蓄倉庫がございます。小中学校に避難している人たちのある程度の日数分の食料は備蓄倉庫にストックしています。ですから、救援物資が届く頃にはトラック協会は動けると考えております。そして、非常用電源については、今ここでどのような形になるかわからないので回答できません。名簿については危機管理課で答えることはできませんので申し訳ございません。
【進行A】	ありがとうございます。さらに市の方へと言うとこの会の趣旨から外れてしまうので、今の段階では、市の話は以上の形で受け止めたいと思います。話し合いの中でもありましたが、どうすれば社会的弱者の人たちを私たち市民自身をもっと協力しながら助け合うことができるのかについて、10分程度の時間でご意見を出していただければと思います。今、自分たちではこうやっているけれど、こういう悩みがあるということでもいいと思います。
【登録員E】	先ほど、どなたかから民生委員から情報をもらうのは法的には問題ないという話を伺いました。要は、ただ高齢者というだけだったら、町会に入っていれば町会長などはだいたい分かります。町会に入っていない方はちょっと難しいということがあります。例えば、要介護者

	などについては、なかなか家の方から「うちは要介護ですよ」「親は要介護です」と言う情報を発信してくれません。そういった情報を何名かの方に出してもらえれば、地域で割り当てというか、もし自分が大丈夫だったら救助してください、あなたはここを救助してくださいというように、例えば一人の要介護者がいたら3人くらいに声をかけておいて、自分が無事だったらその人たちのどなたかが助けてくれるような体制ができればいいと思います。
【進行A】	ありがとうございます。松原団地見守りネットワークでやっていることを参考にお話していただけるとありがたいと思います。
【登録員H】	松原団地見守りネットワークでは、要請があれば病院に連れて行ったり、車いすで連れて行ったり、掃除をしたりしています。安否確認の電話もやっています。松原団地の中でしたら松原団地見守りネットワークである程度は把握しています。ただ、松原団地内の限られた区域だけです。他の地域でも、大きい範囲ではなくて小さい範囲でいいから小さいグループがあれば、難しいことをやらなくても把握できると思います。ただ、先ほど、要介護を隠しているという話を聞いたのですが、私たちが行っているところでは、介護をやっと受けましたと喜んでいる人が結構いるので、その辺りの見方も違うのではないかと思います。
【進行A】	ありがとうございます。松原団地という場所の特徴の1つなのかなという感じがします。他にこんなことをやっている、或いは問題提起につながるかもしれませんが、こういうことが自分は課題だと思っているということがあればいいかがですか。
【登録員B】	今話していることは、基本的に町会や自治会に参加していることが大前提ということが多いですが、今の町会の加入率の低さを考えた場合、どれだけフォローできるのか、どうやったら入ってもらえるのか、自己責任で全部任せるのか、共助互助の精神がない人は知らないよとするのか、これは市に言ったらいいのか住民に問うたらいいのかよく分からないですが、加入率を上げるためには何か方策を考えているのですか。市の方でもいいですが、どなたかいいアイデアはないでしょうか。
【進行A】	今のことについて、こんなことをやっていますということがあればいいかがですか。
【登録員A】	会費を安くするのが1番だと思います。私が見て、町会の働きに比べて会費がちょっと高いと思います。回覧板を配るくらいで他に何にもしてないと思います。街の出したゴミは市で片づけるから、町会に入らなくてもいいのではないかなと思うけれど、ごもつともです。やはり会費を安くした方がいいと思います。
【進行A】	町会関係の方で今のことについて何かご意見はありますか。私は町会に入っていて、私が入っている町会は1か月会費が300円くらいです。300円から500円くらいのところが多いと思いますが、その金額が私には高いという意識はないのですが、それすら払えない、払いたくないという方がいらっしゃるということも自分の身の回りであります。金額だけの問題なのではないでしょうか。或いは、町会としてこういうことをやっているといったことなのではないでしょうか。

【進行B】	自分は今、町会に入っているのですが、幼い頃父が町会に入っていて、忙しくしていたのを見ていました。ネガティブなイメージが強かったのですが、実際自分がこの年になって、いろいろこういった場に参加して、町会の重要さというのが分かってきました。なので、自分は草加出身なので地域の小・中学校の友人がたくさんいるので、その者にまずは町会の大切さというのを説いているというか話をしています。皆さん、お子さんがいると思うので、そういった方に少しずつでも話を広げていただければ、いつかは動くのではないかと思います。自分の場合は30何年かかったかもしれませんが、やっとこの年になってその重要さが分かってきたので、そういったことを若い人に伝えていくことも必要だと思います。
【登録員E】	私はふれあいコミュニティ吉町と言って、吉町には12の町会・自治会があるのですが、その中にある各町会の自主防災組織で横断的に活動している団体です。一昨年、各町会に宛てて全世帯でアンケート調査を行いました。そうしましたら、人材を発掘するには結構いいです。何か特技はありますか、はい、私は元看護師でした、医者でした、それから私は建築業です、或いは車の運転ができます、いろんな特徴があります。それでは、各町会がまとめて万が一の時には協力をお願いするという体制をとってくださいということで、各町会長にお願いをしました。ぜひ、皆さんもやっていただくといいと思います。これは、ふれあいコミュニティ吉町からの提案です。よろしくお願いします。
【進行B】	ありがとうございました。それでは、本日の【テーマ出題者】にご意見、ご感想をいただきたいと思います。
【テーマ出題者】	首都直下型地震時の高齢者世帯の避難補助体制の構築というのは、非常に重たいテーマです。だから、一度や二度ではなくて、三度も四度も大地震を経験してそしてやっと答えが見える程度のものだと思います。それでは、絶望していいのか、そうではないです。我々は、1万5千年前、縄文時代の始まりですね、災害が必ずあったと思います。それでも我々のご先祖様は生き残ってきたのです。どうやって。何もない。今よりもはるか昔のものはない。制度もない。そういう時代に我々のご先祖様は生き残ってきたのです。どうしてですか。
【登録員B】	逆になにからよかったというのものもあるのではないですか。
【テーマ出題者】	違います。日本人としての助け合いの精神、自助とか公助とか弱者とか、そういう得体の知らない日本語、どうにでもとれるような内容の日本語というのは、確かにそういうのを好む人たちがいるというのは知っていますが、私は使わないです。絶望する必要はない。我々は、古代から助け合いの精神と優しい心をもっている。だからこれからも、生き残れると私は考えています。以上です。
【進行A】	ありがとうございます。【テーマ出題者】からご提案をいただきました。今日のこの中の議論をふまえた上での今の感想ということでよろしいでしょうか。或いはもう少し、今日のまちづくり会議の中で・・・
【テーマ出題者】	議論しても議論しても答えがでないくらい重たいテーマなので、我々は絶望するのか、い

	や、する必要はありませんよ。理由はこうです。今申し上げたとおり。
【進行A】	ありがとうございます。少し重いテーマなのでなかなか結論がでないのですが、今日の1回の議論で終わりにするものでもないと思います。今日の議論を一度持ち帰っていただいて、次回ももう一回、もう少し今日の議論をグループそして全体の中で深めたいと思うので、この次の会議に向けての提案ですが、今回のテーマをそれぞれがそれぞれの立場で持ち帰って、次回もう一度議論をするということではいかがでしょうか。
【登録員】	《拍手》
【進行A】	ありがとうございます。では次回、もう少し深めていくように、皆さん方それから今日いらっしゃる登録員の方々についても宿題として、次回7月27日のこの会議に向けて議論をしていきたいと思います。また、市からも必要最低限の範囲で、こういう貴重な今日の議論をふまえて、皆様方とともに共有しておきたい情報も共有していただくということで、次回の会議にしたいと思います。これで進行を事務局に返させていただきます、次回につないでいきたいと思います。
【進行B】	今日は初めて進行という立場で皆さんとお会いしたのですが、何分不得手なので至らないところがあったと思いますが、次回に向けて【テーマ出題者】、【進行A】、みんなでまちづくり課の方々と話を深めて、次回のみんなでまちづくり会議に参加したいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。
【事務局】 (藤倉課長補佐)	それでは、そろそろ時間となりますので、議事を終了します。本日、進行役を務めていただきました青柳様・浅古様、ありがとうございました。そして、ご出席いただいた登録員の皆様には、真剣に意見交換をしていただきありがとうございました。 次回の会議は、平成28年7月27日(水)に同じ場所(中央公民館第1第2講座室)で開催します。次回の進行役ですが、同じテーマで議論を行いますので、青柳様と浅古様に引き続き進行役をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。
【登録員】	《拍手》
【事務局】 (藤倉課長補佐)	ありがとうございます。それでは次回、青柳様、浅古様に引き続き進行役ということでお願いいたします。それではこれもちまして、平成28年度第1回みんなでまちづくり会議を終了いたします。ありがとうございました。

平成28年度第1回みんなでまちづくり会議

次 第

平成28年4月26日（火）午後7時～
草加市立中央公民館 第1・2講座室

1. 開 会

2. 議 事

<議題>

「首都直下型地震時の高年者世帯の避難補助体制の構築」

3. 閉 会

- (みんなでまちづくり会議)・・・草加市みんなでまちづくり自治基本条例より抜粋
- 第26条 市は、次の事項について市民の参画を実現するため、まちづくり登録員で構成するみんなでまちづくり会議を開催します。
- (1) 前条のまちづくり計画の提案
 - (2) パートナースhipによるまちづくりの政策提言
 - (3) この条例の運用の監視
 - (4) この条例の調査・研究
 - (5) その他この条例に基づくまちづくり
- 2 市は、前項の内容を公表します。
- 3 市は、みんなでまちづくり会議において提案され、話し合われた事項について、市政に反映するよう努めます。
- 4 市は、前項の反映結果について公表し、みんなでまちづくり会議で説明をします。
- 5 みんなでまちづくり会議は、前項の反映結果について納得できない場合は、別に定めるところにより、市議会で意見を述べる機会を求めることができます。
- 6 市議会は、前項の意思を尊重します。

平成27年度第3・4回草加市みんなでまちづくり会議まとめ

■テーマ：市民が安全にかつ快適に利用できる公共的施設づくり

■趣 旨：建築から40年以上経過している「草加市文化会館」「草加市立中央公民館」「草加市立市民体育館」等の公共的施設はかなり老朽化しており、耐震性等の安全性の問題、修繕費支出の増加問題、利用する市民の利便性等の観点から、近い将来取り壊しが必要となることが予想される。

現在はそれぞれ別の建物となっているが、これからは総合的複合施設として、多機能のコンプレックスビルとして生まれ変わることが、利用する市民の安全性、草加市の支出費用の合理性、利用者の快適性等の観点から望まれるところである。

どのような機能がその建物に与えられるかも含めて、まちづくり会議のメンバーが建築場所や費用について検討し、実現に向けて提言していきたい。

※補足：テーマの幅が広いので、基本的には文化会館ゾーンの再構築という方向で議論。

1. 文化会館・体育館について

◆建替の必要性

- ・市役所は絶対に早く建替えてもらいたい、文化会館の施設の建替はもう少し話し合いが必要である。
- ・スロープをつけたりトイレを修繕して使いやすくなればいいが、実際にできないから建替えるしかないという話になる。そういったものを直しながらやっていって、大切な税金をそういうことに使っているのかという問題がある。
- ・動けなくなっても身近な所でみんなで楽しめる施設がいい。だから、大規模な複合施設ではなく、誰もが身近な所で楽しめる施設にお金をかけて欲しい。大規模な施設をつくったり市役所を建替えるのがダメなのではなくて、特別立派なものを作る必要はない。その施設があつてよかったねとみんなが言えるようなものをつくってほしい。
- ・実際、今の建物は直しようがないというのなら、建替えるしかない。公共施設でひとくくりにするのではなく、みんなでもっと議論を深めていかなければいけない。
- ・使い勝手が悪く老朽化が進んでいるので、建替以外にはない。
- ・草加松原は国の名勝に指定されていて一番のシンボルになっているから、市民が来て楽しめる、市外から来た人にも草加の歴史と文化に触れてもらい、草加はいいところだと感じてもらえるような施設に建替えたい。
- ・何年先になるか分からないが、何らかのアクションを起こして働きかけをしていかないと、絶対に進まないと思っている。

◆民間資金等の活用

- ・一番の問題は資金力で、草加市には資金がない、高年者が増えるのが現状。
- ・これからの施設を考えた時に、民間の活力を取り入れて、行政だけに任せられないと思う。
- ・大きな音楽堂や複合施設のタワーをつくる時に、費用負担を役所任せにすることは無理なので、みんなで知恵を出していく必要がある。
- ・草加は産業の街なので、産業界を取り込んで意見を聞けば、お金を集めるのも違った方法があるのでないか。⇒みんなでまちづくり会議にもぜひ産業界の人を呼んで欲しい。
- ・市民ファンド、市民が集め企画して行政と協力していく体制をとっていく必要があると思う。

- ・文化会館がどういう状況なのか、民間活力を導入するというのとはどういうものなのか、知識がないと簡単に右左は言えない。
- ・大きな複合施設をつくる時に、商工会議所や物産館、歴史文化館等をイメージして、民間活力を取り入れるといいのではないかな。
- ・民間活力を取り入れた総合施設をつくったらどうか。それにより、ブランド力の向上やコミュニティ力の向上が達成できるのではないかな。
- ・民間活力を取り入れながらタワーや音楽施設をつくっていく。みんなで知恵を出さないとできないだろう。
- ・民間の活力を使うというのはどういった根拠からなのか理解できない。市内に民間企業を招いても、草加に税金がたくさん入ることは見込めないのではないかな。
- ・私たちがここで相談すべきことは、民間活力を導入することではなくて、行政が施設のために税金をどのように使っていくかということ。
- ・先に権利を売ってしまう形は、権利の価格が下がってしまうことがあり、手放す時に購入時よりも価格が下がってしまうと不幸な街になってしまう気がする。
- ・民間活力を導入して、豊島区役所のように上層をマンションにしたらどうか。⇒分譲したお金を建設費に充てることができるのではないかな。
- ・行政と民間が協力して管理している川口リリアやキューポラ、アコスのような手法を文化会館の建替や草加市内のコミュニティ施設をつくる上で使えないかな。⇒民間と行政と一緒にできるようになれば、あまり税金を使わずにできるのではないかな。
- ・県の事業等を活用したり、銀行にも利用できる制度があるのではないかな。

◆機能

- ・ソフト面（施設の利用の仕方）についても同時に考えたい。
- ・みんなが集えて夢が持てるような施設、にぎわい交流エリアをみんなで知恵を出してつくっていききたい。
- ・グループで話し合った時に、文化会館を建替えるのであれば富士製革跡地に商工的な機能を備えた建物や小ホールをつくったらどうかという話があったが、その辺りの現状はどうなっているのか。
- ・いろんな人が集まれて、できればお金が入ってくるような機能がある施設がいい。
- ・市民体育館を建替える時には、いろんな競技の事も考えて欲しい。障がい者スポーツ等も盛んになっているので、そういった施設も機能として併設されればいい。
- ・あまりにもさみしいアプローチなので、歩きやすいアプローチにして欲しい。
- ・入口が入りやすい施設にして欲しい。
- ・自立して運営できるような方法を考えて建てて欲しい。
- ・ワンコイン（有料化）でもいいので、立体や地下の大きな駐車場をつくって欲しい。
- ・人がたくさん集まるイベントを行うと満車になってしまうので、せめて2階建て程度の鉄骨造りにして欲しい。
- ・文化会館のフリースペースには若い人たちが集まっているので、拡大して欲しい。
- ・市民が上演したり、ライブや市民活動で舞台ができるような小ホールやサブホールをつくって欲しい。
- ・ホールの使い勝手が悪い。子ども達が見やすいホールをつくって欲しい。施設内が迷路のようなので、使い勝手がいい施設にして欲しい。
- ・文化会館を建て替える時には、音響等の設備を考えて欲しい。

- ・健常者だけではなく障がい者や子ども等、全ての施設利用者の意見を聞いて、使い勝手のいい施設を建てて欲しい。
- ・音楽ホールを大きくしすぎて利用しきれないというのではなくて、身近なところにあってみんなが使えて収益がある施設をイメージしている。
- ・建物の高さを全体的にだいたい同じにして屋上の面積を広くすれば、太陽光発電などにより発電ができるのではないかな。

◆バリアフリー

- ・障がい者のための階段・エレベーター等のバリアフリー設備を考えて欲しい。
- ・バリアフリーになっていて車いすでも使えるトイレやトイレにベンチを設置する等、障がい者のチームをつくり、どのような設備が欲しいか意見を聞くといい。
- ・文化会館の3階までのエレベーターやエスカレーターが欲しい。
- ・文化会館の音楽ホールはあまりにもお粗末で弱者に弱い建物なので、早急に建替或いは修繕を考えてもらいたい。

◆複合化

- ・ゾーンとして考えた時に、体育館・文化施設・会議室などの複合型がいい。
- ・体育館と文化会館をつなぐツインタワーにして、下は庭園ゾーンにするといいのではないかな。それに伴って、冒険あそび場を拡大するといいのではないかな。
- ・予算のことを考えて、高層化をしてマンションなどの複合型にしたらどうか。
- ・子どもが集まる施設、児童館やファミリーサポートセンターと合体し、子どもをあずかってもらいながら演劇や市民活動ができるスペースが欲しい。
- ・子育て支援センターと合体して相談室を設けるといい。
- ・大人も子どももお年寄りも高校生も小中学生もみんなが集える複合施設をつくったらどうか。
- ・タワーの最上階に一流ホテルやレストランに入ってもらいたいのではないかな。
- ・会議室、展示室、スポーツ施設、スーパー、フリースペース等のみんなが集える施設をみんなで知恵を出していったらどうか。
- ・複合的な施設であれば、これからの未来に向けて希望が持てるような、若い人たちにそこから新しい事業を生み出せるような場所にして欲しい。

◆文化会館の使い勝手

- ・文化会館はもともと結婚式場だった建物なので、文化会館として使うには無理がある。
- ・異様な建物で、使いづらくてどこに何があるかよく分からない。
- ・見えないようにという配慮があるのだと思うが、中央の階段を上がってトイレに入ろうとすると、グニャグニャ曲がってどこに連れていかれるのかといったトイレの入口である。
- ・レセプションルームは音響が悪く、大きな照明の装置が結婚式場用なので何をさわったらいいのかわからない。文化的に使おうとすると結婚式場が顔を出して何かじれったい。
- ・ホールが小さすぎる。定員1,200名では何もよべない。文化的なものを吸い込みたい、この土地に呼びたいと考えたら、今の文化会館では無理。
- ・草加市を魅力的な街にしていけるためには、魅力のない文化会館ではダメ。子どもも障がい者も高齢者も、女性も男性も、そこに行ったら楽しくなるような、そんなすばらしい文化会館をみんなの知恵で

つくっていききたい。みんなで協力して、いい文化会館ゾーンをつくっていききたい。

2. 市内の施設について

◆公園や集える場としての施設

- ・緑が多い公園や川底が見えるきれいな川、緑が多い草加市であって欲しい。
- ・そうか公園規模とは言わないので、身近な所に子ども達がボールで遊べるような公園があるといい。
⇒災害が起きた時の避難所になり、安心・安全・快適につながるのではないかな。
- ・子ども達の居場所や大人が集まれるサロン等、コミュニティセンターも含めてみんなが集える場所があるといい。
- ・寒い中屋外で将棋をして遊んでいる人たちがいるので、そういった人たちが利用できる身近な施設があれば助かる。
- ・もう少し使い勝手のいい施設が欲しいし、大きな施設も大変うれしいが、やはり地域でみんなが集える場所が欲しい。
- ・歩いて行ける範囲のところに集合場所があるといい。
- ・ポイントは身近にある事で、せめて中学校区に1つなど、身近な所に人が集まれるような施設がある事が大切。
- ・施設だけあっても仕方がない。そこに人がいないと皆が集まれないのではないかな。
- ・安心して子どもや大人が集まれるように専門家等を配置する事も大事。
- ・地域の中心に大きな複合施設が欲しいが、子どもや高齢者が一緒に集まれる場所を身近に欲しい。
- ・市全体はもちろんコミュニティが必要で、みんなが集える場所が各地区に必要である。
- ・学校を使う話が出たが、実際には学校には空き教室があまりないという話もあった。
- ・これからの時代で大切なのは子どもなので、特に小・中・高校生が集まれるような場所がいい。⇒高齢者や障がい者にも必要な場所。

◆施設のあり方

- ・車がなくても利用できるような、高齢者に寄り添うような施設を望んでいる。
- ・施設に通える循環バスをつくる等、利便性も考えた快適な施設をつくって欲しい。
- ・地域住民にとって優しい施設を望んでいる。
- ・地域にどういった人たちがいるのかという歴史的なニーズを考えていかなければいけない。
- ・空き家や空き店舗の活用ができないかな。
- ・施設利用中に具合が悪くなった場合、すぐに行けるような医療のネットワークはあるのか。
⇒施設職員は地域と密に関係をつくっていく必要があるのではないかな。
- ・草加市役所は新しく引っ越して来た人たちにとって、どこに何の施設があるのか分からず非常に不便なので、便利な施設にして欲しい。
- ・施設は身近な場所にシフトすることが求められているのではないかな。大規模な施設を1か所つくるのではなく、身近なところにあって快適に利用できる施設をつくるのが今の草加市に求められているのではないかな。
- ・これから少子高齢化或いは家族構成が変わってくるので、身近なところにワンストップサービスができるような、例えばコンビニで介護相談ができればいい。
- ・自分の住んでいるところに施設が欲しい。
- ・いろんな施設がそれぞれ地域に分散してあるのは意味があること。何もかも1か所に集めてしまうと、

そこから遠く離れている人はどうになってしまうのかという問題がある。

- ・市役所の機能を全部一か所にする必要はない。郵便局も移動する必要がない。地域の方々に業務を行っていただく簡易郵便局を設置していただくといいのではないかな。

◆バリアフリー

- ・高年者や障がい者等、様々な人がいることを考えて、いろんな事をつくって欲しい。
⇒いろんな方のニーズを汲み取ることが大切。施設をつくる前に、どういった設備が必要なのかという所から議論を始めてもいいと思う。
- ・障がい者、高年者にやさしい施設をつくって欲しい。
⇒草加市の施設の現状は、高年者や障がい者にやさしくない。古いからで済まらずに、いろいろ変えて欲しい。
- ・障がいを持っている人たちに、もっとたくさんまちづくりに参加していただいて、その意見を汲んで施設をつくって欲しい。
- ・まずは既存の施設に障がい者用のトイレやスロープ・エレベーターを設置すると、あまり予算がかからずにいいと思う。

◆複合化

- ・体育館や児童館だけではなく、コンビニエンスストアや郵便局、市役所の機能を持つ施設が各地域に欲しい。
- ・児童館や高年者の集まる施設を複合化し、同じ場所で一緒にふれあえる施設がいい。
- ・学校を子どもだけの施設ではなく、いろんな人が使える複合的な施設にしたら教育にも役立ち、身近な施設なので利用するのではないかな。
- ・市役所をもう少し大きな発想で、上を住居空間、下を役所という豊島区をモデルにしたものを考えてもいいのではないかな。一方で、これからの人口問題等を考えた時に、何も大きいものだけではなく、小さくしていくことを考えてもいいのではないかな。

◆その他

- ・施設にもよるが、備品が重いので軽いものにして欲しい。
- ・綾瀬川左岸広場のネーミングをみんなでまちづくり会議で考えてみたらどうか。
- ・公共施設の中で一番危ないのは市役所の本庁舎なので、本庁舎の建替が一番だと思う。
- ・何かをつくろうとする時に、必ず反対者が出て来てうまくいかない。それは、地権者の問題であり、何か話すにしてもそこがネックになっている。⇒未来を考えて、もっと子ども達の意見を聞くといいのではないかな。
- ・草加らしい文化を発信することを考えるために、発想の転換が必要ではないかな。
- ・マンションに新しく引っ越してきた人たちにとっては職場がある地域がメインなので、大規模なことを考えて夢を語るよりも草加にはもっと他のことを望んでいるのではないかな。

《草加市みんなでまちづくり会議 応募テーマ一覧（5件）》

テーマ① 「子どもと大人の人権を大切にするまちづくり」

内 容：すべての人の人権が大切にされ、心地よく暮らせる街になるよう、「当事者」の話を聞き、立場の異なる人に対する共感を持つことを目指して、「人権」の問題を考える機会（フォーラムなど）を開く。単発的なものではなく、繰り返し、機会を重ねていくこと。子どもと大人が共に学び、認識を深めていけるものであること。「草加市子どもと大人の人権条例」のようなものが出来たら嬉しいと思います。

テーマ② 「首都直下型地震時の老人世帯の避難補助体制の構築」

内 容：現在は、地区民生委員が老人世帯のうち要介護者を主体に名簿を管理していますが、とても民生委員一人で25から50人もの老人の避難を援助できません。具体的な法律も条例もありません。どうしますか？

テーマ③ 「人が健康で楽しさ溢れるエアの町 草加」

内 容：子どもも大人も老人も住んで楽しい美しい町をめざす。自転車ロードを作り、体を鍛え、排気ガスの少ない町をめざす。日本で魁エアの町にする。その横には、花を植え、楽しい美しさを入れる。資源や特徴のない町だからこそ、必要である。まず始めに、河川の道を整備し、草加の町を一周できるようにする。老人の楽しみも増え、介護を受ける人も少なくなり、介護医療費を抑える事になる。

テーマ④ 「地域コミュニティの再生ー安全・安心して暮らせるまちづくりー」

内 容：少子高齢化が喫緊の課題となっています。大所高所の政策・施策は国や県が取り組むべきと考えますが、市民レベルで取り組める課題もあるように思います。それが本会議の目標でもありましょう。そこで、身近な問題として高齢者問題の観点から「地域コミュニティの再生」について考えてみたいと思います。シャッター街商店や空き屋の増加、老人の孤独死など、地域の崩壊が言われています。キーワードを“安全安心して暮らせるまちづくり”として、地域コミュニティ再生のためにはどうすればよいか。退職高齢者の増加（団塊世代）と活躍の場も視野に入れ、議論できればというのが趣旨です。

（※裏面あり）

テーマ⑤ 「市民が安全にかつ快適に利用できる公共的施設づくり」

内 容：建築から40年以上経過している「草加市文化会館」「草加市中央公民館」「草加市体育館」等の公共的施設はかなり老朽化しており、耐震性等の安全性の問題、修繕費支出の増加問題、利用する市民の利便性等の観点から、近い将来取り壊しが必要となることが予想される。

現在はそれぞれ別の建物となっているが、これからは総合的複合施設として、多機能のコンプレックスビルとして生まれ変わることが、利用する市民の安全性、草加市の支出費用の合理性、利用者の快適性等の観点から望まれるところである。

どのような機能がその建物に与えられるかも含めて、まちづくり会議のメンバーが建築場所や費用について検討し、実現に向けて提言していきたいと思う。

みんなでまちづくり会議の運用

みんなでまちづくり会議 の3つの機能

①市民同士の話し合い

議論のテーマを市民が発意し、市民が他の市民と話し合える場として活用できる機能。

同じテーマで活動する団体との情報交換や協力関係を築く場として活用したり、全く別のテーマで活動する団体からの新たな発想や広い視点での意見交換ができる場として活用します。

普段、なかなか接する機会のない市民同士が集まり、意見交換することで、新たな気づきが生まれます。

市民が
集まる場

情報交換
の場

②市からの発信・情報共有

市民からの提案がなくても、出来るだけ定期的な開催が実現できるよう、市が情報を発信したり、市民の意見を聴く場として活用します。特に、市の重要な計画等を策定する場合は、パブリックコメントとは別に、積極的にまちづくりに取り組む市民の意見を聴くことができる機会として活用します。

市の情報
発信の場

市民意見を
聴く場

③提案について考える

提案の前段の相談手法のひとつとして、みんなでまちづくり会議を市民同士の意見交換や協力体制確保の機会として活用し、まちづくりへの市民参加を促進するとともに、提案をより具体性のあるものとなるよう市民同士で提案を考える場としても活用します。

市民への
相談の場

提案を議論
する場

市民同士
の連携

市民活動
の活発化

提案

協働事業

市民自治
の実現

と

パートナー
シップによる
まちづくり

提案できるまちづくり計画の要件

①対等の立場

パートナーシップによるまちづくりの7つの原則に基づくもの
(主体性・対等性・協調性・柔軟性・公開性・普遍性・発展性)

②共通して取り組む目的

市の基本構想及び各分野の基本的な計画に反しないもの

③役割分担

提案者と市の役割分担が設定されているもの
(双方の役割がゼロでないもの)

草加市みんなでまちづくり自治基本条例

平成 16 年 6 月 18 日

条例第 23 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 基本方針と基本原則(第 3 条―第 5 条)

第 3 章 市民の権利と責務(第 6 条・第 7 条)

第 4 章 議員と市議会の責務(第 8 条・第 9 条)

第 5 章 市長と市の責務(第 10 条・第 11 条)

第 6 章 市政運営(第 12 条―第 17 条)

第 7 章 まちづくりの環境整備(第 18 条―第 22 条)

第 8 章 まちづくりの参画手続(第 23 条―第 26 条)

第 9 章 住民投票(第 27 条・第 28 条)

第 10 章 条例の検証(第 29 条)

第 11 章 委任(第 30 条)

附則

私たち草加市民は、このまちと人を愛し、デモクラシーの精神にのっとり、このまちが「市民の市民による市民のため」の存在であることを自覚し、すべての市民の自由と平等と公正を保障する「だれもが幸せなまち」をつくります。
市民、市議会、市が市民自治を原則として、それぞれが主体的に次代をも見据えたまちづくりを行うため、ここに草加市みんなでまちづくり自治基本条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、草加市における市民自治の実現とパートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民、市議会、市の関係やそれぞれの役割と責務を明らかにし、自治の基本原則を定めることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例で使う言葉の意味は、次のとおりです。

- (1) 市民 草加市に住み、働き、学ぶすべての人や団体、市内に事務所や事業所を有する法人、その他利害関係がある人や団体をいいます。
- (2) 市民自治 市民が主体的にあらゆる課題の解決に向けてともに考え行動することをいいます。
- (3) 参画 市の政策立案から実施、評価までの各段階に市民が主体的に参加することをいいます。
- (4) まちづくり 前文に掲げた理念に基づき、「だれもが幸せなまち」を実現することをいいます。
- (5) パートナーシップ 市民、市議会、市の相互の信頼に基づく対等な関係をいいます。

第 2 章 基本方針と基本原則

(基本方針)

第 3 条 市民、市議会、市は、次の基本方針に基づいて、総合的・計画的・民主的にまちづくりに取り組みます。

- (1) すべての市民が参画できるまちづくりを進めます。
- (2) 市民の自立と自律によるまちづくりを進めます。
- (3) 市民主体のまちづくりを進めます。

(パートナーシップによるまちづくりの 7 つの原則)

第 4 条 市民、市議会、市は、次の原則に基づいてパートナーシップによるまちづくりを進めます。

- (1) 主体性 主体性に基づいてまちづくりを進めます。
- (2) 対等性 対等の立場に立ってまちづくりに取り組みます。
- (3) 協調性 相手を尊重し、相手の立場や主張について理解します。
- (4) 柔軟性 従来の発想にとらわれることなく、自己改革を進めます。
- (5) 公開性 まちづくりに関する情報を広く公開し、共有します。
- (6) 普遍性 市のすべての施策や事業をパートナーシップの観点から実施します。
- (7) 発展性 従来の関係に安住することなく、さらに新しい関係への発展をめざします。

(条例の位置づけ)

第 5 条 市議会、市は、この条例を草加市における最高規範とし、他の条例などの制定改廃や計画などの策定を行うときは、この条例の趣旨を尊重します。

第 3 章 市民の権利と責務

(市民の権利)

第 6 条 市民は、まちづくりに関して、意見を表明し、提案する権利を有します。

- 2 市民は、お互いを尊重し、思いやる精神を基本として、まちづくりを行う権利を有します。
- 3 市民は、まちづくりに関して、市議会、市の保有する情報を知る権利を有します。
- 4 市民は、行政サービスを等しく受ける権利を有します。

(市民の責務)

第 7 条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりを行うよう努めます。

- 2 市民は、まちづくりを行うに当たり、自らの発言と行動に責任を持ちます。
- 3 市民は、公共の福祉、次世代への負担と市の将来を考え、前条の権利を濫用しません。

第 4 章 議員と市議会の責務

(議員の責務)

第 8 条 議員は、すべての市民の代表としての自覚を持ち、審議能力、政策提案能力を高め、常に公益の実現に努めます。

(市議会の責務)

第 9 条 市議会は、市民の代表として選ばれた議員によって組織された草加市の最高意思決定機関であり、市民の意思が市政に反映されることを念頭において活動します。

- 2 市議会は、行政活動が民主的で効率的に行われているかを調査・監視し、市の政策水準の向上や行政運営の円滑化に努めます。
- 3 市議会は、市民のパートナーとして常に変革に努め、情報の公開と市民の参画を進めます。

第 5 章 市長と市の責務

(市長の責務)

第 10 条 市長は、市政の最高責任者であり、全体の奉仕者としての自覚を持ち、公正かつ誠実に市政の執行に当たり、常に市民福祉の向上に努めます。

(市の責務)

第 11 条 市は、市議会の議決を経て、基本構想とその実現のための基本計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。

- 2 市は、前項の計画の具体的な実現のために、各分野の基本的な計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。
- 3 市は、第 1 項と第 2 項の構想と計画を定めるときやまちづくりを行うときは、市民の参画を進めます。

- 4 市は、市民自治を基本としたパートナーシップによるまちづくりのために必要な施策や事業を行います。
- 5 市は、市民の参画が、行政活動を行うに当たり市が負うべき義務と責任を軽減することにつながるとは解しません。

第 6 章 市政運営

(説明責任・応答責任)

第 12 条 市は、施策の進捗状況や意思決定の過程について、市民にわかりやすく説明します。

2 市は、市民から意見、要望、苦情などがあつたときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に応答します。

3 市議会は、市民に対し、市政に関する説明責任が十分に果たされるよう努めます。

(情報の公開と共有)

第 13 条 市は、まちづくりに関する情報を積極的に公開します。

2 市民は、自らのまちづくりに関する情報を互いに共有するよう努めます。

3 市民と市は、まちづくりに関する情報を共有するよう努めます。

(個人情報保護)

第 14 条 市民、市議会、市は、個人の権利と利益が侵害されることのないように、個人情報を保護します。

(パブリックコメント)

第 15 条 市は、重要な条例の制定や計画の策定などをするときは、事前に案を公表し、市民の意見を聴くように努めます。

2 前項の規定により、市民の意見が提出されたときは、その意見に対する市の考え方を公表します。

(審議会委員などの公募)

第 16 条 市は、審議会その他の附属機関などの委員には、公募による委員を加えるよう努めます。

(評価の実施)

第 17 条 市は、まちづくりの目標に照らし、取り組みの有効性、効率性などについて評価を実施します。

2 市は、まちづくりの評価の結果を分かりやすく市民に公表します。

第 7 章 まちづくりの環境整備

(人材育成)

第 18 条 市は、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、学習の機会を提供するとともに、専門家の派遣などの技術的な支援を行い人材を育成します。

2 市民は、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、自らまちづくりに関する学習に努め、人材の育成に努めます。

3 市は、パートナーシップによるまちづくりに必要な能力を備えた市職員の育成に努めます。

(組織づくり)

第 19 条 パートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民は組織を作ることができ、市は必要な組織を作ります。

(基金などの設置)

第 20 条 市は、市民の主体的なまちづくり活動の支援を目的とする基金と制度を作ります。

(拠点・ネットワークづくり)

第 21 条 市民、市は、まちづくりの拠点やネットワークづくりに努めます。

(まちづくり支援団体)

第 22 条 市は、市民の主体的なまちづくり活動を支援するため、まちづくり支援団体を作り、その活動に必要な経費の助成などの財政的な支援や業務の委託をすることができます。

第8章 まちづくりの参画手続

(まちづくりの相談)

第23条 市民は、他の市民と市にまちづくりに関する相談をすることができます。

(まちづくり活動の登録など)

第24条 市民は、パートナーシップによるまちづくりに取り組むときは、市にまちづくり活動の登録をすることができます。

2 市民は、一定の地域のパートナーシップによるまちづくりに取り組むときは、地域まちづくり団体を作り、市にまちづくり活動の登録をすることができます。

3 第1項と第2項により、まちづくり活動の登録をした市民(以下「まちづくり登録員」といいます。)は、他の市民と連携し、主体的にまちづくり活動を行うとともに、まちづくり計画の作成に積極的に取り組みます。

(まちづくり計画の提案)

第25条 まちづくり登録員は、次条のみんなでまちづくり会議の場で、まちづくり計画を提案することができます。

(みんなでまちづくり会議)

第26条 市は、次の事項について市民の参画を実現するため、まちづくり登録員で構成するみんなでまちづくり会議を開催します。

- (1) 前条のまちづくり計画の提案
- (2) パートナーシップによるまちづくりの政策提言
- (3) この条例の運用の監視
- (4) この条例の調査・研究
- (5) その他この条例に基づくまちづくり

2 市は、前項の内容を公表します。

3 市は、みんなでまちづくり会議において提案され、話し合われた事項について、市政に反映するよう努めます。

4 市は、前項の反映結果について公表し、みんなでまちづくり会議で説明をします。

5 みんなでまちづくり会議は、前項の反映結果について納得できない場合は、別に定めるところにより、市議会で意見を述べる機会を求めることができます。

6 市議会は、前項の意思を尊重します。

第9章 住民投票

(住民投票)

第27条 市長は、市政の重要事項について、広く市民の意見を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 市長は、住民投票の結果を尊重します。

3 住民投票を行うときは、そのつど投票できる人、投票結果の取扱いなどを規定した条例を別に定めます。

(住民投票の発議・請求)

第28条 草加市において選挙権を有する人は、その総数の50分の1以上の連署により、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求できます。

2 議員は、議員定数の12分の1以上の議員の発議により、住民投票を規定した条例を市議会に提出できます。

3 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議できます。

第10章 条例の検証

(条例の検証)

第29条 この条例が市民、市議会、市のパートナーシップによるまちづくりを常に保障するため、

この条例を施行後5年以内ごとに検証します。

第11章 委任

第30条 この条例の施行について必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行します。

附 則(平成23年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行します。

草加市みんなでまちづくり自治基本条例に定めるまちづくりの参画手続きに

関する規則

平成 26 年 9 月 30 日

規則第 31 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 まちづくり活動の登録等(第 3 条-第 9 条)

第 3 章 まちづくり計画(第 10 条-第 16 条)

第 4 章 みんなでまちづくり会議(第 17 条-第 30 条)

第 5 章 委任(第 31 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、草加市みんなでまちづくり自治基本条例（平成16年条例第23号。以下「条例」といいます。）第23条から第26条までの規定に基づくまちづくりの参画手続について、必要な事項を定めるものです。

(定義)

第2条 この規則における用語の意味は、条例の例によります。

第 2 章 まちづくり活動の登録等

(まちづくり活動の登録資格)

第3条 条例第24条に規定するまちづくり活動の登録をすることができる市民は、次に掲げる要件を備えていなければなりません。

- (1) 市民であること。団体の場合は、3人以上の構成員により組織され、主たる構成員が市民であること。
- (2) 次条に規定するまちづくり活動に取り組んでいる、又は取り組もうとしていること。

(まちづくり活動の要件)

第4条 前条第2号に規定するまちづくり活動は、次に掲げる要件を備えていなければなりません。

- (1) 特定の政治的又は宗教的な目的を持っていないこと。
- (2) 専ら営利や私的な利益を目的としていないこと。
- (3) その他公序良俗に反する目的を持っていないこと。

(登録手続等)

第5条 まちづくり活動の登録をしようとする市民（以下「申請者」といいます。）は、まちづくり活動登録申請書（第1号様式）を市長に提出しなければなりません。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに登録の可否を決定し、申請者に対し、まちづくり活動登録決定・否決定通知書（第2号様式）により通知するとともに、登録を決定したときは、まちづくり登録員証（第3号

様式）を交付するものとします。

3 市長は、前項の登録を決定したときは、速やかにまちづくり登録員名簿（第4号様式）に登録するものとします。

4 まちづくり登録員は、第 1 項の申請書の記載事項に変更があったときは、速やかにまちづくり活動登録事項変更届（第 5 号様式）により市長に届け出なければなりません。

5 まちづくり登録員は、まちづくり活動の登録を辞退しようとするときは、まちづくり活動登録辞退届（第6号様式）により市長に届け出なければなりません。

6 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、まちづくり活動の登録を取り消すことができます。ただし、第1号の場合には、必ず取り消すものとします。

- (1) 前項の届出を受けたとき。
- (2) 第3条及び前条に定める要件を欠いたとき。
- (3) 第1項の申請又は第4項の届出に虚偽の内容があったとき。

7 市長は、前項の規定によりまちづくり活動の登録を取り消したときは、まちづくり活動登録取消通知書（第7号様式）により当該まちづくり登録員に通知します。

(登録内容の公表)

第6条 市長は、市民及びまちづくり登録員相互の交流を図り、主体的なまちづくり活動を活性化するため、前条第2項の規定により登録されたまちづくり活動の登録の内容を公表することができます。

2 市長は、前項の規定による公表を行うときは、草加市個人情報保護条例（平成12年条例第31号）にのっとり、個人情報の保護に配慮しなければなりません。

(報告等)

第7条 市長は、必要であると認めたときは、まちづくり登録員に対し、まちづくり活動の状況について報告を求め、又は意見を聴くことができます。

(人材育成)

第8条 市長は、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、まちづくり登録員に対し、学習の機会を提供するとともに、まちづくり活動に関する情報を積極的に発信するものとします。

(助成事業への応募)

第9条 まちづくり登録員は、市長が別に定めるところにより、ふるさとまちづくり応援基金の助成事業に応募することができます。

第 3 章 まちづくり計画

(まちづくり計画の要件)

第10条 条例第25条に規定するまちづくり計画は、次に掲げる要件を満たさなければなりません。

- (1) 条例第4条に規定するパートナーシップによるまちづくりの7つの原則に基づく対等な協力関係があること。

- (2) 市の基本構想及び各分野の基本的な計画に反しない形で、市と共通して取り組む目的があること。

- (3) 社会的役割又は機能に応じて、市民と市との役割分担が設定されていること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は提案できないものとします。

- (1) 市に対する個人的な苦情・要望等
- (2) パブリックコメントその他これに類する手続を実施した政策案に関する提案
- (3) 提案者又は特定の個人・団体等の営利を目的とした提案
- (4) 特定の政治的又は宗教的な目的のもの
- (5) その他条例の目的に反するもの

(事前相談)

第11条 まちづくり計画の提案をするまちづくり登録員（以下「提案者」といいます。）は、まちづくり計画事前相談書（第8号様式）を作成し、事前に市に相談を行うものとします。

(他のまちづくり登録員への意見聴取)

第12条 提案者は、前条の事前相談を行った後に、条例第26条に規定するみんなでまちづくり会議（以下「会議」といいます。）に議題を提出し、まちづくり登録員の意見を聴くものとします。

2 前項の場合の手続は、第20条の規定を準用するものとします。

(まちづくり計画の提案)

第13条 提案者は、前条の手続を経て提案を行うときは、市長にまちづくり計画提案書（第9号様式）を提出しなければなりません。

(市政への反映の検討)

第14条 市長は、前条の規定による提案について、市政への反映を検討するものとします。

2 前項の検討手続については、市長が別に定めます。

(市政への反映結果の説明)

第15条 市長は、条例第26条第4項の規定により同項の反映の検討結果を会議に説明しなければなりません。ただし、次の場合には説明を拒むことができます。

- (1) 会議の目的である事項に関係ないと認められるとき。
- (2) 草加市情報公開条例（平成12年条例第30号）第7条各号に掲げる非公開情報に該当するとき。

2 市長は、前項ただし書の場合であっても、同項各号に該当しない部分については説明しなければなりません。

(市議会への発言要求)

第16条 会議は、前条の説明を受けて、当該議題について条例第26条第5項の規定による要求を行うときは、意見陳述申出書（第10号様式）により、市議会に対し、意見を述べる機会を求めるものとします。

第4章 みんなでまちづくり会議

(みんなでまちづくり会議)

第17条 会議は、定例会議と臨時会議とします。

2 定例会議は、原則として、毎年1月、4月、7月及び10月に開催します。ただし、災害などやむを得ない場合には、この限りではありません。

3 臨時会議は、緊急に会議を招集する必要があるときに開催します。

4 前3項に定めるもののほか、15名以上のまちづくり登録員から請求があったときは、会議を開催します。

(会議の開催)

第18条 会議は、市長が招集します。

2 市長は、会議を開催しようとするときは、会議の開催日の30日前までにまちづくり登録員に対し、会議の開催日とその時間、開催場所、開催目的等を通知するものとします。ただし、緊急を要する場合は、この限りではありません。

3 前項の通知は、原則として、広報紙及び市ホームページへの掲載並びに電子メールの送信により行うものとします。

(会議への出席)

第19条 まちづくり登録員は、会議に出席することができます。ただし、団体であるまちづくり登録員の出席者は1名に限ります。

2 会議に出席する者は、第5条第2項のまちづくり登録員証を持参しなければなりません。

(議題の提出)

第20条 まちづくり登録員は、条例第26条第1項各号に掲げる事項について、会議に議題を提出することができます。ただし、第10条第2項各号に掲げる事項は除きます。

2 まちづくり登録員は、前項の提出を行うときは、みんなでまちづくり会議議題提出書（第11号様式）を市長に提出しなければなりません。

3 市長は、前項の議題の提出を受けたときは、当該議題が条例第26条第1項各号に掲げる事項に該当するかどうかを審査し、みんなでまちづくり会議議題決定通知書（第12号様式）により、当該議題を提出したまちづくり登録員に対し通知するものとします。

4 市長は、前項の審査の結果、会議に提出することに決定した議題について、次の会議に提出するものとします。

5 市長は、条例第26条第4項の規定により会議において説明を行うなどの必要があるときには、会議に議題を提出することができます。

6 市長は、条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか条例第26条第1項各号に定める事項について、会議に議題を提出することができます。

(提出説明)

第21条 会議に議題を提出したまちづくり登録員（以下「議題の提出者」といいます。）は、会議において当該議題について説明を行わなくてはなりません。この場合において、議題の提出者が説明を行わないときは、やむを得ない場合を除き、当該議題については話し合いを行わないものと

します。

2 前項の説明は、前条第4項の規定により会議に提出された順番により行います。

(会議の進行)

第22条 会議の進行は、事務局又は事務局が委任した者が行います。

(出席者の発言権)

第23条 出席者の発言権は、これを保証します。

(議事録)

第24条 会議の議事録は、事務局が作成します。

2 議事録には、出席者のうち2名が署名します。

3 事務局は、議事録を作成後速やかに市長に提出しなければなりません。

4 市長は、前項の送付を受けたときは、市長が別に定める方法や場所により、公表し、一般の閲覧に供しなければなりません。

(関係者の出席等の要請)

第25条 市長は、必要に応じて、関係者の出席及び資料の提出を要請することができます。

(専門家の出席)

第26条 市長は、議題の内容に応じて、会議に知識経験者等の専門家を出席させることができます。

(会議の秩序維持)

第27条 会議の出席者は、会議の秩序を乱す次のようなことを会議の場で行ってはなりません。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 大声で騒ぐなど議事の進行を妨げる行為
- (3) 前2号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為

(会議の公開)

第28条 会議は、公開とします。

(傍聴)

第29条 市民は、会議を傍聴することができます。

2 傍聴できる人数については、市長が開催場所に応じて別に定めます。

3 傍聴は、静粛を原則とし、次に掲げる事項を守らなくてはなりません。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 第27条各号に定める行為を行わないこと。

(事務局)

第30条 会議の事務局は、自治文化部みんなでまちづくり課に置きます。

2 会議の庶務は、事務局が行います。ただし、まちづくり登録員から協力の申し出があった場合、会議の庶務（第24条に規定する議事録の作成を含

みます。）について、協力を申し出たまちづくり登録員に協力を依頼することができます。

第5章 委任

(委任)

第31条 この規則に定めるもののほか、まちづくりの参画手続について必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行します。

(草加市みんなでまちづくり自治基本条例に定めるみんなでまちづくり会議に関する規則の廃止)

2 草加市みんなでまちづくり自治基本条例に定めるみんなでまちづくり会議に関する規則（平成16年規則第56号）は廃止します。